

令和 7 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(令和 7 年 2 月 21 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 7 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本定例会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 1 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算(第 9 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1 億 3,905 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 265 億 4,413 万 6 千円としたものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、「令和 6 年度物価高騰対策給付金支給事業(国補正予算対応分)」を追加したものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、令和 6 年度物価高騰対策給付金支給事業(国補正予算対応分)に要する執行経費を計上し、歳入につきましては、

これに伴う国庫支出金などのほか、財政調整基金繰入金により財源調整を行っております。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 10 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 4 号 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要

の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 5 号 小城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、人事院等の勧告に鑑み、小城市職員について社会と公務の変化に応じた給与の整備を行うものでございます。

次に、議案第 6 号 小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、仕事と生活の両立を支援するなどの措置を講じるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大し、また仕事と介護の両立支援制度に関する情報提供や研修の実施、相談窓口の設置など、両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るよう改正するものでございます。

次に、議案第 7 号 小城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」の区分を追加するものでございます。

次に、議案第 8 号 小城市債権管理条例でございますが、市の債権の管理に関する統一的な処理基準を定めることにより、債権管理の適正化を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 9 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険財政を安定的に運営するため、国民健康保険税の税率及び税額を改正するものでございます。

次に、議案第 10 号 小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、廃棄物処理費用の増加に伴い、家庭系廃棄物処理手数料及び家庭系廃棄物の粗大ごみ処理手数料を見直すものでございます。

次に、議案第 11 号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、令和 7 年 4 月 1 日からの機構改革に伴い、課名を変更する必要があるため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 12 号 小城市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例でございますが、全ての市民が、障がい

の有無にかかわらず心を通わせ、互いの人格及び個性を尊重し合い、もって全ての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 13 号 小城市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、水道法施行令が改正されたことに伴い、布設工事監督者等の資格要件を改めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 14 号 小城市下水道条例等の一部を改正する条例でございますが、下水道法施行令の改正及び佐賀西部広域水道企業団の水道料金徴収方法の変更に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、汚水の排除に係る水質基準の改正及び下水道等使用料の徴収業務を委託している佐賀西部広域水道企業団が、徴収月を毎月^{まいつき}から隔月^{かくげつ}に変更することに伴い、下水道等使用料の徴収月も変更する必要があるため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 15 号 小城市教育振興基金条例の一部を改正する条例でございますが、教育振興基金に佐賀県 P T A 連合会からの寄附金を財源とした佐賀県 P T A 連合会基金を新たに追加するため、所要の規定の整備を

行うものでございます。

次に、議案第 16 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 17 号 小城市国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、令和 7 年 6 月 30 日をもって小城市国民健康保険病院事業を廃止することに伴い、関係する条例の廃止及び一部を改正する必要があるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 18 号 工事請負契約の変更についてでございますが、令和 6 年度 前満江鉦害ポンプ排水施設維持管理事業 1 号ポンプ設備等改修工事において、当初契約金額の 1 億 6,775 万円を 1 億 6,934 万 3,900 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 19 号 工事請負契約の変更についてでございますが、令和 6 年度 芦刈鉦害排水機場維持管理事業 三王崎排水機場 1 号ポンプ設備等改修工事にお

いて、当初契約金額の 2 億 240 万円を 2 億 392 万 3,500 円に変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 20 号 小城市道路線の認定についてでございますが、牛津川遊水地事業に伴い、集団移転先造成地内に新設する開発道路を市道として管理する必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 21 号 小城市道路線の変更についてでございますが、牛津川遊水地事業において、山崎川の河道が切り替えられることに伴い、市道橋内線の終点位置を変更する必要があるため、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 22 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算（第 10 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 6 億 3,327 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 259 億 1,086 万 5 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、「保育所等

整備補助事業」から「林業施設災害復旧事業」までの 12 事業を追加するものでございます。

第 3 表 債務負担行為補正でございますが、「学校給食センター改築事業（令和 6 年度人件費・燃料費高騰分）」を追加し、「可燃物収集運搬車購入費」の限度額を変更するものでございます。

第 4 表 地方債補正でございますが、「社会資本整備総合交付金事業（新設改良）」につきましては、国の経済対策による前倒し分を追加し、「特定地域づくり事業推進補助事業」から「農地及び農業用施設災害復旧事業」までの 32 事業につきましては、限度額を変更し、「海苔養殖漁場環境改善緊急対策事業」及び「生涯学習センター管理運営事業」につきましては、事業費の減及び事業の年度間調整により廃止するものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費でございますが、「介護給付費・訓練等給付費支給事業」につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定の増加に伴う扶助費を計上しております。

次に、「子どものための教育・保育給付事業」につきましては、民間保育所運営費の公定価格改定の増加等に伴う負担金を計上しております。

次に、「生活保護費支給事務」につきましては、生活

保護受給者の医療費の増加等に伴う扶助費を計上しております。

第4款 衛生費でございますが、「定期予防接種事業（A類疾病）」につきましては、子宮頸がん予防ワクチン接種の増加等に伴う委託料を計上しております。

次に、「新公立病院建設事業」につきましては、令和7年7月1日の開設に向けた公立佐賀中央病院の事務及び整備に要する経費の負担金及び病院事業基金への積立金を計上しております。

第6款 農林水産業費でございますが、「農業用ため池維持管理事業」、「県営クリーク防災機能保全対策事業（小城地区）」及び「農業用河川工作物応急対策事業」につきましては、国の経済対策や県支出金の追加交付に呼応し、後年度予定事業の前倒し分を計上しております。

第8款 土木費でございますが、「社会資本整備総合交付金事業（新設改良）」につきましては、国の経済対策に呼応し、後年度予定事業の前倒し分の追加など含めて減額補正しております。

次に、「牛津川遊水地事業」につきましては、事業の進捗状況を踏まえた実績見込みにより減額補正しております。

第 9 款 消防費でございますが、「防災行政無線維持管理運営事業」につきましては、事業の進捗状況を踏まえた実績見込みにより減額補正しております。

第 10 款 教育費でございますが、「学校教育事務」につきましては、佐賀県 P T A 連合会からの寄附金について後年度以降の教育振興資金に充てるための積立金を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、諸収入、市債のほか、市税、地方交付税、財産収入、寄附金などを計上し、基金繰入金により財源調整を行うものでございます。

次に、議案第 23 号 令和 6 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 1 億 3,100 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 9,246 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、保険給付費等交付金を減額し、基金繰入金を増額するものでございます。

また、歳出につきましては、一般被保険者療養給付費及び基金積立金を減額するものでございます。

次に、議案第 24 号 令和 6 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 980 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,842 万 9 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 6 年度小城市水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的収入及び支出の既定の予算にそれぞれ 27 万 7 千円を増額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 3 億 2,632 万 9 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出の委託料を減額し、固定資産減価償却費を増額し、収支の調整のため、予備費を増額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算から 36 万 4 千円を減額し、補正後の予算の総額を 2 億 271 万 1 千円とし、資本的支出の既定の予算から 34 万 5 千円を減額し、補正後の予算の総額を 4 億 2,295 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入は給水管

布設替工事に伴う工事負担金、資本的支出は工事請負費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第 26 号 令和 6 年度小城市病院事業会計補正予算（第 4 号）でございしますが、収益的収入の既定の予算から 4,866 万 7 千円を減額し、補正後の予算の総額を 10 億 3,737 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございしますが、収益的収入につきましては、医業収益を減額するものでございます。

収益的支出につきましては、経費及び減価償却費を増額し、研究研修費を減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 274 万 9 千円を増額し、補正後の予算の総額を 2,725 万 2 千円とし、資本的支出の既定の予算に 5,000 万円を増額し、補正後の予算の総額を 1 億 314 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございしますが、資本的収入は国保調整交付金の交付額の確定により、国保会計補助金を増額するものでございます。資本的支出は病院統合に伴い一般会計繰出金を増額するものでございます。

次に、議案第 27 号 令和 6 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 5 号）でございしますが、収益的収入の既定の予算に 241 万 2 千円を増額し、補正後の予算の総額を 19 億 2,911 万 6 千円とし、収益的支出の既定の予

算から 2,374 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 8,875 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は使用料収入を増額し、収益的支出は処理場維持管理費の実績に伴い減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算から 1 億 3,446 万 5 千円を減額し、補正後の予算の総額を 8 億 3,102 万 1 千円とし、資本的支出の既定の予算から 1 億 3,012 万 8 千円を減額し、補正後の予算の総額を 16 億 3,221 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入及び資本的支出は、いずれも管渠建設費における国庫補助金の配分が不足したことに伴い減額するものでございます。

次に、議案第 28 号 令和 7 年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 265 億 9,159 万 8 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、プラス 6.4%、16 億 956 万 6 千円の増となっております。

第 2 表 債務負担行為につきましては、「資源物（びん・ガラス・陶器等）分別処理及び運搬業務」から「小城体育センター等指定管理料」までの 4 事業の期間及び限度額を定めるものでございます。

第 3 表 地方債につきましては、「特定地域づくり事業推進補助事業」から「芦刈鉦害排水機場維持管理事業」

までの 39 事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

その他、一時借入金の借入れの最高額を 15 億円と定めるものでございます。

なお、令和 7 年度一般会計予算につきましては、骨格予算として編成しておりますが、令和 7 年 7 月 1 日開設の公立佐賀中央病院への出資金、小城市民病院閉院に伴う剰余金を病院事業基金に積立てる予算を計上しているため、予算規模が前年度より増加しております。

次に、新たに取り組むものなど、主な事業について御説明申し上げます。

まず、第 2 款 総務費でございますが、「基幹系システム運用・管理事業」につきましては、次期業務用の情報端末機等の一斉更新に要する賃借料などを計上しております。

次に、「^{ディエックス}D X 推進事業」につきましては、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けて対応するための委託料などを計上しております。

その他、「戸籍事務」につきましては、日本国籍を有する方への戸籍氏名の振り仮名登録の法制化に伴う委託料などを計上しております。

第 3 款 民生費でございますが、「生きがいデイサービスセンター運営事業」につきましては、小城市生きがいデイサービスセンターの建物老朽化に伴う解体工事に向けて、アスベスト含有分析調査の委託料を計上しております。

次に、「子どもの医療費助成事業」につきましては、令和 7 年度から対象年齢を 18 歳年度末までに拡充するための扶助費を含めて計上しております。

次に、「こども家庭センター運営事業」につきましては、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、切れ目のない包括的な子育て支援を行うために、こども家庭センターを開設し、その運営経費を計上しております。

その他、「小城保健福祉センター管理運営事業」につきましては、空調設備の老朽化に伴う改修工事費などを計上しております。

第 4 款 衛生費でございますが、「定期予防接種事業（B 類疾病）」につきましては、令和 7 年度から^{たいじょうほうしん}帯状疱疹が予防接種法の B 類疾病に位置づけられるため、65 歳の方などを対象としたワクチン接種委託料などを計上しております。

次に、「廃棄物中継センター施設整備事業」につきましては、施設整備に係る実施設計委託料などを計上しております。

その他、「新公立病院建設事業」につきましては、令和 7 年 7 月 1 日の開設に向けた公立佐賀中央病院の事務及び整備に要する経費の負担金を計上しております。

また、「公立佐賀中央病院負担金・出資金事務」につきましては、公立佐賀中央病院への出資金や病院事業基金への積立金などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費でございますが、「多面的機能支払交付金事業」につきましては、活動組織の広域化による補助金など計上しております。

第 7 款 商工費でございますが、「小城商工会議所商工振興対策補助金」につきましては、令和 7 年度に日本商工会議所青年部連合九州ブロック大会が小城商工会議所青年部の主管で開催されるため、その開催経費を支援する補助金を計上しております。

第 8 款 土木費でございますが、「社会資本整備総合交付金事業（新設改良）」につきましては、令和 6 年度に引き続き、市道宿・鷺ノ原線の安全施設整備工事費を計上しております。

次に、「橋りょう補修事業」につきましては、令和 6 年度完了予定の安心橋架替工事に伴う家屋事後調査の委託料を計上しております。

次に、「牛津川遊水地事業」につきましては、事業地

内における市道大江・小隈線の道路拡幅工事費などを計上しております。

次に、「移住・定住対策事業」につきましては、芦刈町内の定住促進・空き家改修等や県外から市内に移住した18歳未満の子育て世代に対する補助金などを計上しております。

次に、「市営住宅維持管理事業」につきましては、令和6年度に引き続き、西新町団地の外壁等改修工事費などを計上しております。

第9款 消防費でございますが、「防災行政無線維持管理運営事業」につきましては、令和6年度に引き続き、既存防災行政無線の老朽化に伴う整備工事費などを計上しております。

第10款 教育費でございますが、「放課後児童健全育成事業」につきましては、芦刈観瀾校の芦刈第2放課後児童クラブの増設経費及び桜岡小学校の桜岡第4放課後児童クラブの整備工事費などを計上しております。

次に、「小学校施設改善事業」につきましては、岩松小学校の屋根・外壁等改修工事費などを計上しております。

次に、「生涯学習センター管理事業」につきましては、令和6年度に引き続き、建物老朽化に伴う改修工事に合わせた再生可能エネルギー設備導入等の工事費などを

計上しております。

第 11 款 災害復旧費でございますが、「満神鉦害ポンプ排水施設維持管理事業」及び「芦刈鉦害排水機場維持管理事業」につきましては、排水機場のポンプ設備の老朽化に伴う改修更新工事費などを計上しております。

その他、国の経済対策に呼応し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用しまして、学校、保育所及び幼稚園における給食食材費高騰に伴う費用の一部を支援するための負担金などを計上しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

第 1 款 市税及び第 9 款 地方特例交付金でございますが、市税につきましては、令和 6 年度の個人市民税の時限的な定額減税制度の施行の影響などにより、前年度比で 9.9% の増を、また、地方特例交付金につきましても、市税と同様な考えのもと、前年度比で 80.0% の減をそれぞれ見込んでおります。

第 10 款 地方交付税のうち普通交付税につきましては、総務省の地方財政対策等を考慮しまして、前年度比で 0.8% の増を見込んでおります。

第 18 款 繰入金でございますが、一般会計及び下水道事業会計の償還金の財源として減債基金を、公共施設整備の財源として公共施設整備基金を、財源調整として財政調整基金をそれぞれ繰り入れております。

また、他会計繰入金としまして、小城市民病院閉院後の病院事業剰余金を小城市病院事業清算特別会計から繰り入れております。

その他の歳入でございますが、各事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、財産収入、市債などを計上しております。

次に、議案第 29 号 令和 7 年度小城市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 48 億 9,022 万円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 4.5%、2 億 3,193 万 9 千円の減となっております。

主な内容でございますが、歳入では国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金を計上し、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。

次に、議案第 30 号 令和 7 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 7,510 万 7 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、プラス 5.3%、

3,916万6千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第31号 令和7年度小城市病院事業清算特別会計予算でございます。

令和7年6月30日をもって小城市病院事業を廃止することに伴う清算経費につきましては、その経費の明確化の観点から、新たに小城市病院事業清算特別会計予算として調製しております。

予算総額は、歳入歳出それぞれ20億1,475万6千円でございます。

主な内容でございますが、歳入では、一般会計繰入金及び病院事業剰余金収入を計上し、歳出では、病院事業の清算に係る経費及び一般会計繰出金などを計上しております。

次に、議案第32号 令和7年度小城市水道事業会計予算でございますが、収益的収入及び支出の総額は、収益的収入及び支出それぞれ3億3,189万8千円でございます。

収益的収入につきましては、水道使用料、工事負担金、受取利息及び配当金などを計上しております。

収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団

からの受水費、施設の維持管理費、固定資産減価償却費などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、一般会計出資金、工事負担金、固定資産売却代金として1億336万円を計上しております。

資本的支出につきましては、配水管布設替工事等の建設改良費、企業債元金の償還金、固定資産購入費など3億90万9千円を計上しております。

次に、議案第33号 令和7年度小城市病院事業会計予算でございますが、令和7年度予算につきましては、令和7年7月1日の公立佐賀中央病院開設に伴い、令和7年6月30日をもって小城市民病院を閉院するため、令和7年4月から令和7年6月までの予算計上となっております。

収益的収入の総額は、2億5,930万4千円、支出の総額は、3億9,791万2千円でございます。

収益的収入につきましては、入院収益、外来収益などの医業収益、預金利息や不採算地区病院の運営に要する経費などの他会計負担金など医業外収益を計上しております。

収益的支出につきましては、給与費、薬品等の材料費などの医業費用、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税などの医業外費用を計上しております。

次に、資本的収入及び資本的支出につきましては、収

入及び支出の具体的な予定がないことから、予算計上しておりません。

次に、議案第 34 号 令和 7 年度小城市下水道事業会計予算でございますが、収益的収入につきましては、19 億 4,451 万円、収益的支出につきましては、16 億 4,751 万 7 千円でございます。

収益的収入の主なものにつきましては、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金^{れいにゆう}戻入などを計上しております。

収益的支出の主なものにつきましては、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費、企業債利息の償還金などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、9 億 4,696 万 5 千円、資本的支出につきましては、17 億 8,881 万円でございます。

資本的収入の主なものにつきましては、企業債、他会計補助金、国・県補助金、受益者負担金などを計上しております。

資本的支出の主なものにつきましては、下水道管渠、処理場及び浄化槽等の建設改良費や、企業債元金の償還金などを計上しております。

続きまして、諮問関係議案について御説明申し上げます。

まず、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の本村^{もとむら} 直幹^{なおもと}氏が、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の鍵山^{かぎやま} 均^{ひとし}氏が、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、横曽根^{よこそね} 雅仁^{まさひと}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の古舘^{ふるたち} 彰子^{あきこ}氏が、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、西山^{にしやま} 里美^{さとみ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の樋口^{ひぐち} 浩^{ひろし}氏が、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、南里^{なんり} 頼弘^{ともひろ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見

を求めるものでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告についてでございますが、令和6年5月7日午前10時50分頃、市が所有する可燃物収集車を後退させる際、相手方敷地のごみステーションに接触し、ごみステーションの一部を損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和6年12月18日付で専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてでございますが、令和6年12月13日、郵便料金支払い遅延に係る延滞利息が発生することが判明し、延滞利息を支払う必要があったため、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和6年12月23日付で専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の報告についてでございますが、令和6年12月30日午前11時15分頃、市が所有する可燃物収集車を後退させる際、相手方敷地の植

栽用ブロック塀に接触し、ブロック塀の一部を損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和7年1月28日付で専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。